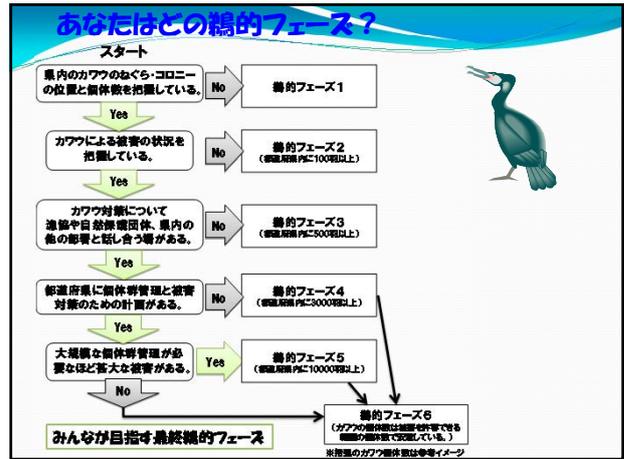


## 計画づくりのための予算獲得

長岡技術科学大学 工学研究院  
生物機能工学専攻 准教授  
山本麻希  
umiushi@vos.nagaokaut.ac.jp



## 鵜的フェーズクリアのため・・・

フェーズ1

- 新規ねぐら・コロニー発見調査
- 年3回のねぐら・コロニー入りモニタリング調査

フェーズ2

- 被害量算定のための河川の飛来調査
- カワウの胃内容物分析

フェーズ3

- 正しいカワウ対策の知識を得る研修会、啓発活動
- 協議会、水系会議の運営、開催

## カワウ対策を始めたなら・・・

- 個体群管理
  - 攪乱の後、ねぐら・コロニー入りモニタリング。
  - 分散していたらビニールテープ張り
  - ドライアイス等による繁殖抑制やSSによる成鳥の捕獲
- 被害防除
  - ロケット花火、銃器等による追い払い
  - 案山子、テグス等の設置
- 生息地管理
  - 水辺のこわざ、粗朶、竹伏せの設置

## 先立つものがないと実施不可能

- いつ、だれが、どのお金でやる  
実施前に確認しておかないと、必要なデータが得られなかったり、無計画な攪乱でかえって被害エリアを増やしてしまうことがある。
- カワウの対策は、カワウと共存する限り持続的に実施  
カワウ対策が継続できる人、お金、システムが不可欠。
- カワウ対策をマネジメントする人材も必要  
お金だけあっても、被害が減るとはかぎらない。

## カワウ対策に使える補助金

カワウ専用の予算(内水面漁業振興法)

- 水産庁→全国内水面漁連→各県漁連

鳥獣被害防止対策特措法の予算

- 総務省→市町村 特別交付税

農水省→鳥獣被害防止総合対策交付金

3つの団体で申請が可能

- 市町村(市町村ごとの協議会)
- 漁協(民間団体として)
- 広域協議会(複数の市町村による広域協議会として)

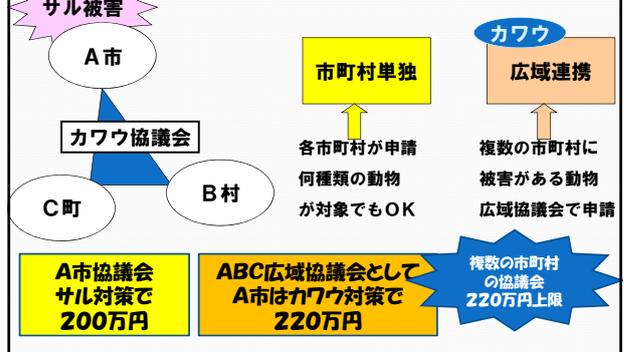




## 鳥獣被害対策実施隊とは？

- 市町村の非常勤職員として任命される。  
多くのところは、猟友会や市町村担当者が実施隊になっている。
- 1年の常勤ではなく、獣害対策を実施したその日ごとに働くもので構わない。  
例えば、カワウの実施隊として、河川で追い払いを行うことも可能。
- 市町村の協議会の実施隊の活動範囲は各市町村内に限られる。
- 近年、市町村協議会のソフト事業は、実施隊の人数が多いと最大300万円の定額予算に増額される。  
実施隊以外が行う事業は2分の1助成

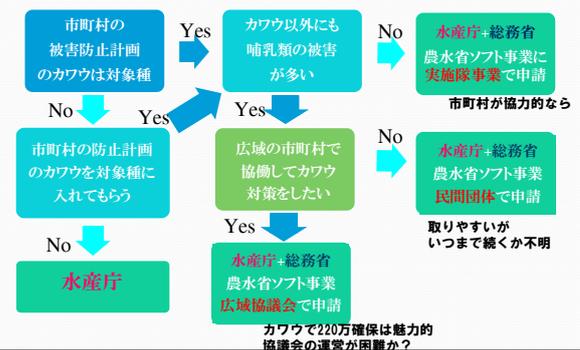
## カワウを対象とした鳥獣被害防止総合対策事業への申請



## 広域協議会のメリットデメリット

- メリット**  
複数市町村にまたがって広域協議会を作ると各市町村あたりカワウだけの予算として220万円が配分される。  
(実施隊事業にしないと2年目以降2分の1補助の可能性あり)  
広域協議会で集まる機会が増え、情報共有や合意形成につながる。
- デメリット**  
各市町村の協議会の防止計画の事業からカワウを外す必要がある。広域協議会の対象種とお金を重複させない。  
協議会の会計は漁協ではなく、市町村＝広域協議会の立ち上げに市町村担当者が入っている必要がある。

## カワウ補助金フローチャート



## カワウ対策に使える補助金

カワウ専用の予算(内水面漁業振興法)

- 水産庁→全国内水面漁連→各県漁連

鳥獣被害防止対策特措法の予算

- 総務省→市町村 特別交付税

農水省→鳥獣被害防止総合対策交付金

3つの団体で申請が可能

- 市町村(市町村ごとの協議会)
- 漁協(民間団体として)
- 広域協議会(複数の市町村による広域協議会として)

## 各種補助金への申請準備

- 水産庁のカワウ対策費と特措法の交付税措置を組み合わせることが可能。
- 鳥獣被害防止総合対策事業の被害防止計画の取り組み
- 市町村で被害防止計画に入れた鳥獣は広域協議会の対象種にはならないため、市町村単位でやるか、広域協議会でやるかを選ぶ必要がある。

4月から：水産庁+交付税措置で活動

6月から：総合対策事業の漁協予算で活動

両方出す場合、事業内容や事業内容の実施時期が重複しないよう注意が必要。

## カワウ対策支援への現状

- 特措法による支援 (H25年2月現在)
  - 全国の市町村 1742
  - 特措法に基づく被害防止計画を持つ市町村の数 1195
  - そのうちカワウを対象としている市町村の数 163
  - 被害対策の支援を実際に受けた漁協の数 37
- カワウ対策費1/2を使うと漁協の自腹が増え財政難
  - **カワウ対策にのべ256,308時間、3億4千万円のボランティア!**

市町村レベルで  
カワウ対策が後回しになっている現状。  
純粋な被害額もちろんですが、  
河川の釣り客が市町村に落とす  
観光としての価値を忘れずに。

## カワウ事業に関する法律と担当部局

国	鳥獣保護及び管理法 環境省	特措法 農水省	内水面振興法 水産庁
都道府県	自然保護課 特定計画(2種)認定事業者	特措法の担当課 (農林水産部内)	全国内水面漁連 各ブロック
市町村	有害鳥獣捕獲 (猟友会委託)	農林課 被害防止計画 被害対策実施隊	漁協 カワウ対策
	捕獲	防除・啓発	捕獲・調査

## 分掌(ぶんしょう)

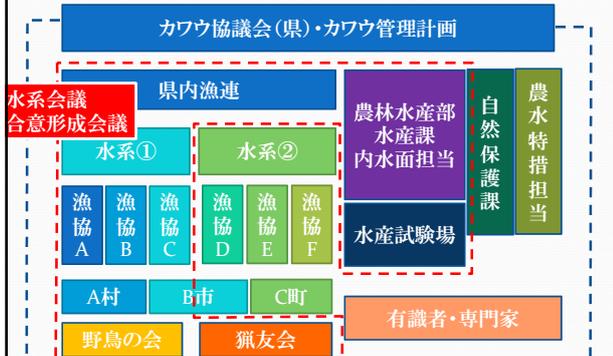
- 担当業務
  - 例)「有害鳥獣対策に関すること」
  - 例)「耕作放棄地対策に関すること」
- 所管法律・制度
  - 例)鳥獣保護及び管理法
  - 例)つ対策協議会業務(特措法)

大事なのは前例と成功例、そして、事業後の検証

## 業務の予算獲得スケジュール



## カワウ管理計画のグランドライン



## カワウ管理の単位

- 広域協議会
  - 県を超えてカワウの情報共有
- 都道府県のカワウ協議会(特定計画)
  - 行政単位のカワウ管理指針の作成・県庁内の各部局の役割分担の場合、カワウに関する情報共有の場合
- 水系会議(市町村、漁協、県の担当者、河川管理者)
  - 実質的個体管理や被害防除の方針立案
- 各漁協の対策(組合員、市町村実施隊など)
  - 水系会議の方針に沿った対策実行

## 御静聴ありがとうございました

本研究を実施するにあたり御協力頂いた皆様に深く御礼申し上げます。  
長岡技術科学大学学生諸氏、新潟県内水面試験場資源課の皆様、  
全国内水面漁連・新潟県内水面漁連の関係者の皆様  
大日本獺友会十日町支部の皆様、新潟県内の各内水面漁協の皆様  
水研センター 坪井 潤一様



ぜんないHPより  
PDFダウンロード可能

←「Let's カワウ対策」  
坪井 潤一著



「カワウに立ち向かう2」→  
山本 麻希著